

議案第44号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住所	
氏名	中川 丈久
生年月日	
学歴	東京大学法学部卒業 東京大学大学院(法学政治学研究科)修士課程修了(法学修士) ハーバード・ロースクールLL.M.プログラム修了 東京大学大学院(法学政治学研究科)博士課程単位取得退学 法学博士(東京大学)
職歴	平成5年4月 神戸大学法学部助教授 平成6年9月 米国コロンビア大学ロースクール・客員研究員 平成11年4月 神戸大学法学部教授 現在に至る。 平成11年11月 内閣行政改革推進本部特殊法人等情報公開検討委員会参与 平成12年4月 神戸大学大学院法学研究科教授 現在に至る。 平成13年7月 文部科学省法科大学院における教育内容・方法に関する研究会委員 平成13年10月 経済産業省産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会臨時委員 平成14年3月 内閣司法制度改革推進本部行政訴訟検討会・外国法制研究会委員 平成15年2月 法務省司法試験管理委員会新司法試験実施に係る研究調査会委員 平成15年9月 内閣知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会委員 平成16年4月 法務省新司法試験委員会新司法試験問題検討委員会委員 平成16年6月 大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員 平成16年9月 財務省関税・外国為替等審議会(関税分科会)専門委員 平成16年10月 神戸市消費者行政審議会委員 現在に至る。 平成17年10月 豊中市情報公開・個人情報保護審査会委員 現在に至る。 平成17年4月 法務省司法試験委員会司法試験考査委員(公法系) 平成18年3月 内閣府独占禁止法基本問題懇談会・専門調査委員 平成18年4月 経済産業省輸出入取引審議会委員 平成18年6月 神戸市個人情報保護審査会委員 現在に至る。 平成18年9月 財務省関税・外国為替等審議会(関税分科会)「反則調査」WG委員 平成19年4月 神戸市消防局指定管理者選定評価委員会委員長 現在に至る。 平成19年4月 財務省関税等不服審査会委員 平成19年9月 内閣府リコール等に関する研究会委員(副座長) 平成20年9月 内閣府第21次国民生活審議会・消費者政策部会「消費者安全に関する検討委員会」委員 平成20年11月 内閣府国民生活局長・集团的消費者被害救済に関する研究会委員 平成21年10月 法科大学院コアカリキュラム公法系調査研究班委員 平成21年11月 消費者庁集团的消費者被害救済制度研究会委員 平成22年1月 人事院国家一種採用試験考査委員(法律) 現在に至る。

平成22年 3月	消費者委員会消費者安全専門調査会(第一次)座長代理
平成22年 4月	消防庁予防行政のあり方に関する検討会(基本問題に関する検討部会)委員
平成22年 6月	文部科学省中央教育審議会・大学分科会・法科大学院特別委員会第2WG委員
平成22年12月	消費者庁財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム・アドバイザー
平成23年10月	食品表示一元化検討会委員(座長代理)
平成23年10月	消費者庁消費者の財産被害に係る行政手法研究会委員
平成24年 4月	消費者委員会消費者安全専門調査会(第二次)座長代理
平成24年 6月	消防庁ホテル火災対策検討部会委員 現在に至る。
平成24年11月	消費者庁消費者安全調査委員会委員
平成24年11月	兵庫県情報公開・個人情報保護審議会会長 現在に至る。
平成25年 1月	兵庫県本人確認情報保護審議会会長 現在に至る。
平成25年 4月	内閣府(現在総務省へ移管)情報公開・個人情報保護審査会委員 現在に至る。
平成25年10月	神戸大学大学院法学副研究科長
平成26年 3月	内閣府独占禁止法審査手続についての懇談会委員
平成26年 8月	消防庁火災予防の実効性向上作業チーム委員 現在に至る。
平成27年10月	神戸大学大学院法学研究科長・法学部長
平成28年 4月	大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員 現在に至る。
平成28年 6月	文部科学省法科大学院教育におけるICT活用に関する調査研究協力者会議委員 現在に至る。
平成28年 6月	神戸市消費者苦情処理審議会委員 現在に至る。
平成28年 8月	文部科学省中央教育審議会大学分科会専門委員
平成29年 4月	兵庫県行政不服審査会会長 現在に至る。
平成29年 7月	宝塚市公平委員会委員 現在に至る。

地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～12 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。